

犬山市図書館所蔵資料複写に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）及び犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館（以下「図書館」という。）において所蔵する資料の複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写機の稼働時間)

第2条 図書館の複写機の稼働時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写対象)

第3条 複写することができる資料は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 法に違反するもの
- (2) 技術上複写が困難なもの
- (3) 資料の損傷が著しいもの
- (4) 規則第11条第2項に該当するもの

(複写範囲及び部数)

第4条 複写できる範囲は、別表のとおりとする。ただし、著作権者の許諾を得られた場合は、この限りでない。

2 複写部数は、1部とする。

(実費の徴収)

第5条 規則第11条第3項に規定する申込者が負担する複写費用は、複写1枚につき白黒の場合にあっては10円、カラーの場合にあっては50円とする。

(複写方法)

第6条 複写に当たっては、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

別表（第4条関係）

犬山市図書館複写範囲

資料種別	複写できる範囲の上限
単行本	本文の半分。目次については、その全部。 「はしがき」や「解説」があればそれぞれその半分。
短編集・論文集・分担執筆など	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分。
博士論文	1冊で構成されている場合には、半分。 また、複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分。
規格	国内・国外にかかわらず、国が制定した規格については、本文に限り全部。その他の規格の本文、日本規格協会作成の翻訳文・「解説」等はそれぞれの半分。
地図	個々の地図の半分。冊子体の場合、見開きの片ページ。ただし、国土地理院が作成した地図（CD-ROMを除く。）は、調査研究目的の場合に限り全部。
写真	個々の写真の半分（1ページ以下の写真は複写不可）。ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合又は最新号以外の雑誌・新聞に掲載されている場合には、全部。
絵画	個々の絵画の半分（1ページ以下の絵画は複写不可）。ただし、その絵画が最新号以外の雑誌・新聞に掲載されている場合には、全部。
楽譜・歌詞	個々の楽譜・歌詞の半分（1ページ以下の楽譜・歌詞は複写不可）。ただし、その楽譜・歌詞が最新号以外の雑誌・新聞に掲載

	<p>されている場合には、全部。</p>
<p>科学研究費補助金 研究成果報告書</p>	<p>1冊が、1つの論文で構成されている場合には全部。</p> <p>1冊が複数の論文で構成されている場合において、1つの論文については全部。ただし、複数の論文を複写する場合にあっては、1冊の半分。また、「本編」、「資料編」等複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分。</p>
<p>雑誌</p>	<p>雑誌（最新号を除く。）に掲載された1つの論文・記事を複写する場合は、全部。</p> <p>同一号に掲載された複数の論文・記事を複写する場合は、その号の半分。</p> <p>週刊、月刊、隔月刊等の場合は、次号が発行されるまでに期間、3ヶ月以上の刊行頻度（上記の刊行物で予定どおりに発行されない場合を含む）の場合は、当該刊行物の発行後3ヶ月までの期間は、複写不可。</p>
<p>新聞</p>	<p>新聞（最新号を除く。）に掲載された1つの論文・記事を複写する場合は、全部。</p> <p>同一号に掲載された複数の論文・記事を複写する場合は、その号の半分。</p> <p>日刊の場合は、発行された日は、複写不可。</p> <p>週刊、月刊、隔月刊等の場合は、次号が発行されるまでの期間、3ヶ月以上の刊行頻度（上記の刊行物で予定どおりに発行されない場合を含む。）の場合は、当該刊行物の発行後3ヶ月は、複写不可。</p>